次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十三度九分四十三秒、東経百二十九度四十三分三十二秒の点 二　北緯三十三度九分三十九秒、東経百二十九度四十三分二十四秒の点 三　北緯三十三度八分五十二秒、東経百二十九度四十二分三十九秒の点 四　北緯三十三度八分二十二秒、東経百二十九度四十二分三十三秒の点 五　北緯三十三度八分十秒、東経百二十九度四十二分三十一秒の点 六　北緯三十三度七分四十八秒、東経百二十九度四十二分五十二秒の点 七　北緯三十三度七分四十一秒、東経百二十九度四十三分三十秒の点
八に掲げる点と九に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域	八　北緯三十三度七分五十二秒、東経百二十九度四十三分五十七秒の点 九　北緯三十三度八分六秒、東経百二十九度四十四分十二秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百八十三　庵崎貯油所

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
長崎県佐世保市	長崎県佐世保市	長崎県佐世保市
庵浦町	庵浦町（次の図面に示す部分に限る。）	庵浦町及び野崎町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
一　北緯三十三度七分四十九秒、東経百二十九度四十二分三十六秒の点 二　北緯三十三度七分三十秒、東経百二十九度四十三分十六秒の点 三　北緯三十三度六分四十七秒、東経百二十九度四十三分二十六秒の点		次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十三に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域

次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	四　北緯三十三度六分十九秒、東経百二十九度四十二分五十一秒の点 五　北緯三十三度六分二十六秒、東経百二十九度四十一分五十六秒の点 六　北緯三十三度六分五十八秒、東経百二十九度四十一分三十二秒の点 七　北緯三十三度七分二秒、東経百二十九度四十一分三十四秒の点 八　北緯三十三度七分二十二秒、東経百二十九度四十一分三十九秒の点 九　北緯三十三度七分三十五秒、東経百二十九度四十一分四十六秒の点
八に掲げる点と九に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域	十　北緯三十三度七分四十六秒、東経百二十九度四十一分五十九秒の点 十一　北緯三十三度七分四十八秒、東経百二十九度四十二分六秒の点 十二　北緯三十三度七分四十九秒、東経百二十九度四十二分十秒の点 十三　北緯三十三度七分五十二秒、東経百二十九度四十二分十九秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百八十四　横瀬貯油所

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域
長崎県西海市	西海町横瀬郷
長崎県西海市	西海町横瀬郷（次の図面に示す部分に限る。）